

新たな過疎対策に向けて～持続可能な低密度地域社会の実現～（中間的整理）（要旨）

1 検討の経緯

- 現行の過疎法の期限(2021年3月末)を踏まえ、一昨年度以来、10回の会合と6回の現地視察を実施。
- これまでの議論・主な意見について中間的に整理。今後、さらに検討を進め、2020年前半を目処に、新たな過疎対策の理念、対象地域のあり方、施策の視点、支援制度のあり方等について提言を行う予定。

2 これまでの過疎対策の成果と課題（例示）

<2018年4月1日現在の過疎関係市町村の状況>（カッコ内は全国比。人口はH27国勢調査）
市町村数:817団体(47.5%) 人口:10,878,661人(8.6%) 面積:225,467.94km²(59.7%)

以下のデータの過疎地域は、原則としてH30.4.1現在の過疎地域

①人口減少と少子高齢化

- 人口減少率は拡大、高齢者比率は上昇、若年者比率は低下。
 - ・人口増減率(H27/S45):過疎 △36.1% 全国 +21.4%
 - ・高齢者比率(S45→H27):過疎 9.8%→36.7% 全国 7.1%→26.6%
 - ・若年者比率(S45→H27):過疎 20.9%→10.5% 全国 27.8%→14.6%

②産業振興

- 経済指標は改善しているが、全国とは格差。
 - ・従業者1人当たり製造品出荷額(H28):過疎 27.1百万円、全国 42百万円
 - ・過疎地域の入込観光客数:592百万人(H22)→647百万人(H28)
 - ・過疎地域の企業立地数:393件(H22)→633件(H28)

③交通の確保

- 市町村道の整備水準は着実に改善している一方、路線バスの路線数は減少。
 - ・市町村道舗装率:2.7%(S45)→71.0%(H28)
 - ・全国の乗合バスの廃止路線キロ数(累計):13,108km(H27)

④情報通信基盤の整備・利活用

- 携帯電話サービスエリアカバー率等は高い水準にまで整備。一方で、未整備地域のほとんどは過疎地域。

⑤生活環境の整備

- 水道、下水道等の施設整備は着実に進展。持続可能な経営の確保が課題。
 - ・水道普及率 :56.6%(S45)→92.6%(H28)
 - ・水洗化率 :46.5%(H12)→76.2%(H28)

⑥医療・福祉の確保

- 無医地区数は昭和53年と比較して半減したが、いまだ多くの無医地区が存在。介護人材等の確保も課題。

⑦教育の振興

- 高等学校進学率の全国との差は解消。大学等進学率は上昇しているものの、全国との格差は拡大。
 - ・高等学校進学率:91.8%(S55)→98.9%(H29)
 - ・大学等進学率 :31.1%(H15)→37.8%(H29)

⑧集落の存続・活性化

- 小規模、高齢者割合の高い集落が増える傾向。今後、約5%の集落が無居住化する可能性。

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(1) 過疎地域を取り巻く課題の展望

①人口減少社会の到来、加速する過疎地域の人口減少

- 都市においてもその多くが人口減少傾向。
→ 過疎対策の意義を新たにとらえ直す必要。
- 過疎地域での人口減の加速、地域社会の存続懸念も。
→ 「持続可能な地域社会」の構築に取り組む必要。

③公共施設等の老朽化・統廃合等

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し

①新しい人の流れ

- 若い世代を中心に「田園回帰」の潮流の高まり。
※都市部からの移住者が増加している区域が増加
20代、30代中心に農山漁村に移住してみたい都市部住民が3割
- 地域おこし協力隊の隊員数が大幅に増加。
- 「関係人口」に着目した継続的かつ複層的ネットワークづくり。

②しごとづくりの新たな展開

- 「起業化」、「継業化（事業承継）」、「移業化（仕事を持ち込む。サテライトオフィスなど）」、「多業化（林業と農業など）」の新たな流れ。
- 地域資源の特徴を生かしたスマールビジネスの拡大。
- ネット環境を活用した宣伝や販売とのマッチング。

③新しい組織とネットワーク

- 「地域運営組織」の形成の進展。
(例)山形県川西町の「NPO法人きらりよじまネットワーク」の取組
- 「集落ネットワーク圏」の形成の進展。
(例)奈良県川上村の「一般社団法人かわみらいふ」の取組

②担い手不足の深刻化

- 今後、過疎地域でも担い手不足がさらに深刻化するおそれ。
→ 少ない担い手でも生産・サービスを維持できる仕組みづくりを進める必要。

④農地、森林、住まい等の管理

④SDGsの取組の広がり

- 「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」との理念を掲げるSDGs(持続可能な開発目標)の考え方の広がり。
(例)岡山県真庭市や北海道下川町の循環型地域経済形成に向けた取組

⑤Society5.0の可能性

- トラクターの自動運転、センサーによる鳥獣被害対策、5Gを活用した遠隔診療などの可能性の広がり。

⑥市町村間の広域連携、都道府県による補完

- 市町村間の広域連携による行政サービスの提供の展開。
(例)長野県飯田市等の救急医療体制確保等の取組
- 都道府県による市町村の補完の展開。
(例)高知県の地域支援企画員の取組

⑦農地、森林の保全のための新たな法制度

⑧過疎地域の実情を踏まえた規制(技術的基準)の見直し

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(1) 過疎地域の役割と過疎対策の必要性

① 過疎地域の役割

- 食料や水の供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系保全などのほかに、「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として国土の価値を維持
- ・食、生活、芸能、文化などの多様性を保持
- ・農地や山林の防災・減災機能を通じて都市部の被災を低下させる

② 過疎対策の必要性

- 過疎地域が期待される役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには、現行過疎法の期限(2021年3月末)以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要。

【過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査】

※全国の20~69歳の住民(1,460人)から回答(H30.10)

[問] 過疎地域が有する公益的機能のうち重要だと思う役割(対非過疎住民)

食料や水を生産・供給する場としての役割 20.8%
多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割 14.2%
日本人にとっての心のふるさととしての役割 13.0% など

[問] 過疎地域に対する支援や対策の必要性

必要と思う※ どちらともいえない 必要とは思わない※

過疎住民	78.4%	16.9%	4.8%
非過疎住民	72.9%	20.8%	6.2%

※「どちらかといえば」を含む割合

(2) 新たな過疎対策の理念

- 新たな理念も検討(現行法は「自立促進」)。
考えられる内容は以下のとおり。今後さらに議論。
 - ・ 過疎地域の存続
 - ・ 都市と過疎地域の共生推進
 - ・ 過疎地域における対流推進
 - ・ 過疎地域の保全推進

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

- 様々な意見があり、今後さらに議論。
(主な意見)
 - ・ 平成の合併後の市町村単位が基本
 - ・ ある程度大きな市の一部過疎はその市に委ねる
 - ・ 明治の合併後の村単位
 - ・ 人口要件、財政力要件以外を含める
 - ・ 人口減少率ではなく人口密度に着目

(4) 新たな過疎対策の施策の視点

持続可能な地域社会の実現に向け、担い手の確保、働く場の確保、生活支援サービスの確保を図る観点から、以下を踏まえて検討。今後さらに議論。

- ① 産業振興における「個性を生かした内発的発展」の重視
- ② 革新的な技術も活用した「格差是正」の継続
- ③ 集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏の推進
- ④ 地域住民等の「参画」と「育成」の推進
- ⑤ 各分野における「交流」の推進

(5) 支援制度のあり方

- 今後、現行法に基づく国庫補助や税制等の支援制度のあり方を検討。
- 過疎対策事業債を中心とする現行法の支援策は、市町村の自主性を尊重する仕組みとなっており、継続することが基本。
- 都道府県の役割のあり方、現行法にない支援制度の必要性も今後議論。